

基本目標の考え方について

>>計画18ページ>>

現計画では、「障害者基本計画における各分野（施策）に共通する視点」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえ、以下の3つを基本目標としています。（基本目標の考え方の詳細は、資料2補足資料①をご覧ください。）

変更！ 次期計画では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正点を踏まえ、以下のとおり改正することを検討しています。

また、一般的に使われることの少ない「アクセシビリティ」という言葉を「利用のしやすさ」というわかりやすい言葉に変更することを検討しています。

《現在の基本目標》

- （1）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
- （2）社会生活におけるアクセシビリティを向上させること
- （3）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



《変更案》

- （1）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
- （2）社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- （3）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

《基本目標の詳細部分の変更案》

(1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取り組みをすすめていきます。

※—「地域共生社会」を実現するよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが市町村の役割として位置づけられたことから、計画する施策を実行するとともに、福祉の分野を超えた包括的な支援体制作りや、サービス提供のあり方等についても検討を進める必要があります。（※基本目標内に位置付けることにより削除）

~~「アクセシビリティ」＝「利用のしやすさ」「利用のしやすさ（アクセシビリティ）」とは~~

例えば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 視えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など